

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 30 年9月 21 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1800023号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1800023号

第1 結論

1 請求者のA社(現在は、B社)における平成19年7月5日の標準賞与額を60万8,000円、同年12月10日の標準賞与額を67万円、平成20年7月4日の標準賞与額を61万3,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月5日、同年12月10日及び平成20年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月5日、同年12月10日及び平成20年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成19年7月5日の標準賞与額を65万5,000円、同年12月10日の標準賞与額を73万9,000円、平成20年7月4日の標準賞与額を67万6,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月5日、同年12月10日及び平成20年7月4日の訂正後の各標準賞与額(上記1の訂正後の各標準賞与額(平成19年7月5日は60万8,000円、同年12月10日は67万円、平成20年7月4日は61万3,000円)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和50年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成19年7月
② 平成19年12月
③ 平成20年7月

請求期間①、②及び③について、それぞれ賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていなかったが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①、②及び③について、B社の顧問社会保険労務士から提出された当該期間の賞与に係る支給控除項目一覧表並びに事業主の回答及び陳述により、請求者は、当該期間にA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①、②及び③の賞与支給日については、事業主は、労働組合との取り決めにより、7月の賞与は5日、12月の賞与は10日に支給し、当該日が金融機関の休業日である場合は、その前日に支給していたと陳述していることから、請求期間①は平成19年7月5日、請求期間②は同年12月10日、請求期間③は平成20年7月4日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、上記の支給控除項目一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は60万8,000円、請求期間②は67万円、請求期間③は61万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年7月5日、同年12月10日及び平成20年7月4日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成19年7月5日、同年12月10日及び平成20年7月4日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 B社の顧問社会保険労務士から提出された請求期間①、②及び③の賞与に係る支給控除項目一覧表並びに事業主の回答及び陳述により、請求者は、請求期間①に標準賞与額65万5,000円に相当する賞与、請求期間②に標準賞与額73万9,000円に相当する賞与、請求期間③に標準賞与額67万6,000円に相当する賞与を事業主から支給されていたことが確認できることから、請求者のA社における標準賞与額を、請求期間①は65万5,000円、請求期間②は73万9,000円、請求期間③は67万6,000円とすることが必要である。

なお、請求期間①、②及び③の訂正後の各標準賞与額（上記1の訂正後の各標準賞与額（請求期間①は60万8,000円、請求期間②は67万円、請求期間③は61万3,000円）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。